

ア 被告は、12月1日午後3時ころ、吉本に電話し、銀50枚の買玉（309円台の買値）の売り決済を行ったが、その際、吉本から、南アフリカでの白金の生産が伸びないとの情報があるので価格上昇を期待して白金50枚の新規買い注文を勧められ、これを行った。同日、吉本は、被告に対し、銀50枚の売り決済は、56万4000円の利益であったこと、白金は、価格3807円で44枚、3808円で6枚の合計50枚の新規買いが成立したことを報告した。

イ 被告は、12月2日午前8時45分ころ、吉本に電話し、金50枚の売決済を行うとともに、吉本から勧められて、銀100枚の売決済を行い、さらに、白金100枚の新規買い注文を行った。同日、吉本は、被告に対し、金及び銀の売決済並びに白金の新規買いが成立したこと、取引益が549万円位であることなどを報告した。被告は、同日午前9時16分ころ、吉本から勧められて、アルミ50枚の新規買い注文をしたものの、同日午後0時30分ころ、吉本から、金50枚の売決済とパラジウムの新規買いを勧められたため、アルミの買い注文を取り消し、金50枚の売決済及びパラジウム100枚の新規買い注文を行った。その後、同日午後0時50分ころ、吉本は、金50枚の売決済の成立、パラジウム100枚の新規買いの成立を報告するとともに、被告の建玉内容が金240枚の買玉、白金150枚の買玉、パラジウム100枚の買玉であることを確認し、値洗いで約2100万円の益、必要証拠金が約3200万円、余剰証拠金が6100万円である旨を報告した。

ウ 被告は、12月5日午前9時ころ、吉本に電話し、白金50枚の売決済と金100枚の新規買い注文を行った。吉本は、同日午前9時20分ころ、電話により、被告に対し、白金の売決済は3904円で、金100枚の買建ては1989円でそれぞれ成立したことを報告し、その際、銀50枚の新規買いを勧誘したところ、被告は、これを了承した。吉本は、同日午後0時38分ころ、電話により、被告に金・銀・白金等の状況を報告し

たが、その際、被告から、金50枚の売り決済の注文を受けた。同日午後0時40分過ぎころ、吉本は、被告に対し、金50枚の売り決済は1999円で成立し、約190万円の売買益があったと報告し、現在の値動きについて説明した。その際、吉本は、被告から、アルミ50枚の買い注文を受け、同日午後0時50分ころ、アルミ50枚の買建が255.1円ないし255.3円で成立した旨を報告し、さらに、白金50枚の新規買い建ての注文を受け、同日午後1時55分ころ、白金の買い建てが3948円ないし3949円で成立したことを報告した。

エ 被告は、12月6日午前10時21分ころ、吉本に電話して、金100枚とパラジウム100枚の売り決済を行い、吉本は、同日午前10時30分ころ、被告に対し、金100枚とパラジウム100枚の売り決済が成立したことを報告し、その際、アルミと銀の購入を勧めたところ、被告から、銀50枚とアルミ50枚の買い注文を受け、それぞれが成立したことを報告した。

オ 被告は、12月7日午前8時46分ころ、吉本に電話して、銀50枚とアルミ50枚の売り決済を行い、吉本は、同日午前9時ころ、それぞれの売り決済が成立したことを報告した。吉本は、同日午後2時07分ころ、被告に銀の購入を勧めたところ、被告から、銀50枚の買い注文を受け、同日午後2時10分ころ、買い注文が成立したことを報告した。そして、吉本は、同日午後3時23分ころ、被告に対し、アルミ50枚を売り決済して、金と銀に振り分けることを勧めたところ、被告から、アルミ50枚の売り決済と金100枚の買い注文を受けた。

カ 被告は、12月8日午前8時51分ころ、滝谷に電話し、金100枚、銀50枚、アルミ50枚の売り決済を行い、さらに同日午前10時2分ころ、滝谷から、金と銀の相場が上昇しているとしてその購入を勧められ、金100枚と銀100枚の買い注文を行い、滝谷は、これらの売買が成立したことを報告した。その後、同日午前10時33分ころ、被告は、滝谷

に電話して、昨日購入した銀50枚の売り決済を行い、同日午後0時52分ころ、滝谷から、金100枚位の購入を勧められ、金100枚の買い注文を行った。そして、滝谷は、被告に対し、金100枚の買い注文が成立したことや証拠金の余裕が7300万円くらいあり、保有建玉の値洗いは3000万円くらいのプラスである旨を報告した。

キ 被告は、12月9日午前9時48分ころ、吉本から勧められて白金50枚の買い注文を行い、吉本は、被告に対し、白金50枚の売買が成立したことを報告した。被告は、同日午前10時ころ、吉本から、金100枚を売り決済して白金100枚を購入することを勧められ、金100枚の売り決済と白金100枚の買い注文を行った。被告は、同日午前10時19分ころ、吉本から勧められて銀100枚の売り決済を注文し、吉本は、同日午前10時20分ころ、売買が成立したことを報告するとともに、パラジウムとアルミの購入を勧めたところ、被告から、パラジウム50枚とアルミ50枚の買い注文を受け、それぞれの売買が成立したことを報告した。被告は、同日午後0時40分ころ、吉本から、金の売り決済とパラジウムの購入を勧められて、金100枚とパラジウム8月限100枚の買い注文を出した。吉本は、同日午後0時50分ころ、金100枚の売り決済が成立し350万円位の売買益であったことを報告し、パラジウム100枚の購入を6月限に変更して行うことを勧めたところ、被告から、8月限100枚の購入を6月限50枚の購入に変更する旨が注文を受け、さらに、銀の購入を勧めたところ、銀50枚の買い注文を受けた。

ク 吉本は、12月11日午後5時40分ころ、被告に対し、今後の金相場の見通し等を説明したところ、金300枚の買い注文を受けた。

ケ 吉本は、12月12日午前9時ころ、被告に対し、金300枚の買いが成立したことを報告した。吉本は、同日午前10時50分ころ、被告に対し、パラジウムの売り決済と白金の購入を勧め、パラジウム50枚の売り決済と白金100枚の買い注文を受け、同日午前11時ころ、被告に対

し、パラジウムの売り決済が成立して約264万円の売買益であったことと白金100枚の買い注文が成立したことを報告し、銀の購入を勧めたところ、銀100枚の買い注文を受けた。そして、吉本は、同日午後1時ころ、銀100枚の買い注文の成立と金・白金・パラジウム・アルミ等の市況を報告した。

コ 12月12日の夕方、東京工業品取引所は、金に臨時増証拠金徴収措置を執る旨を発表し、吉本は、同日午後5時以降に被告に対し、同月14日から金について臨時増証拠金が1枚当たり既存建玉に2万5000円、新規建玉に5万円が必要になったことを伝えた。

サ 被告は、12月13日午前8時47分ころ、吉本に電話し、金100枚、白金200枚及び銀50枚の売り決済の注文を出し、金100枚と白金200枚は同日午前9時に売り決済が成立したものの、銀50枚についてはストップ安のため成立しなかった。吉本は、同日午前9時30分ころ、被告に対し、その旨を伝えるとともに、金と白金の売り決済で約507万円の損金が発生したことを報告した。被告は、同日午後0時30分ころ、吉本に電話して、アルミ50枚の売り決済の注文を出したが、ストップ安のため成立せず、翌14日午前8時ころに再び銀50枚の売り決済の注文を出したものの、ストップ安のために成立しなかった。

シ 被告は、12月15日、吉本から、建玉を全て決済することを勧められ、金390枚、アルミ50枚、白金100枚、銀150枚の売り注文を出したが、金30枚の売り決済のみ成立した。被告は、12月16日午前7時47分ころ、吉本から勧められて、銀150枚とアルミ50枚の売り決済の注文を出したが、このうち、アルミ50枚は成立したものの、銀150枚はストップ安のため成立しなかった。被告は、同日午前10時ころ、吉本に電話して、白金100枚の売り決済の注文を出し、同日午前10時50分ころには、吉本から勧められて、金360枚全部の売り決済の注文を出したところ、これが成立した。

ス 被告は、12月19日午前7時45分ころ、吉本から勧められて、銀150枚の売り決済の注文を出し、吉本は、同日午前9時20分ころ、被告に対し、銀150枚の売買が309.1円で成立したと約5400万円の損金が発生したことを報告した。

(5) 本件取引の具体的態様等

ア 本件取引のほとんどは、吉本又は滝谷の勧誘・提案によって行われたものであるが、被告は、すべての取引を了解しており、原告の提供するパソコンによる情報提供サービス等によって自らの取引高や売買益等を把握していた。

イ 被告は、取引当初に証拠金として金地金7キログラムを預託し、2月23日にも証拠金として金地金3キログラムを預託しているが、これ以後の取引では、委託証拠金を預託しておらず、8月9日に行われた10万円の出金を除き、各取引から生じた利益金が預託証拠金に振り替えられている。

ウ 本件取引については、別紙建玉一覧表No. 34・41・42・45・46・231・342の取引が手数料不抜け（売買取引により利益が発生したものの、当該利益が委託手数料より少なく、差引損となった取引。以下、同表の取引は、左端の番号のみで表示する。）、No. 39の取引が両建（既存建玉に対応する反対建玉を建てる取引）、No. 186ないし188・227・320・351ないし354・369ないし371・398が直し（既存建玉を仕切るとともに、同一日内で新規に売り直し又は買い直しを行う取引）である。

エ 本件取引による委託手数料の合計額は、6709万4514円及びこれに対する消費税335万4714円の合計7044万9228円、売買差益金は1665万6400円であるが、東京工業品取引所による臨時増証拠金徴収措置が発表される前日である12月12日時点においては、委託手数料の合計額は、5611万3694円及びこれに対する消費税280万5675円の合計5891万9369円、売買差益金は1億1537万

1031円であった。

2 原告の勧誘等の違法性について

(1) 適合性原則違反について

ア 商品取引員は、顧客の知識、経験、財産状況等に照らして不相当と認められる勧誘を行って顧客の保護に欠けることにならないようにすべきであり（適合性の原則）、商品取引員が、顧客の意向と実情に反して、明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘するなど、この適合性の原則から著しく逸脱した商品先物取引を勧誘した場合、勧誘すること自体が不法行為法上も違法となると解すべきである。

イ 前記認定事実によれば、被告は、本件取引開始以前には、商品先物取引の経験は一切なく、証券取引も、会社の持株会において株式を保有したこと以外には、経験したことがなかったこと、被告は、4月からペイオフが始まるため預金として資産を保有することが必ずしも安全でないなどと考へて預金のほぼ全額で金の現物を購入したのであるから、原告の勧誘を受けるまで、被告は、自己の資産を商品先物取引に積極的に投資して利益を上げようという意欲は持っていなかったことが認められる。しかし、他方、前記認定事実によれば、被告は、本件取引開始当時は44歳であり、

株式会社の事務職に従事していたこと、4月からペイオフが始まることから自らの資産を保全する必要性を認識し、これに応じて、預金で金の現物を購入していること、本件取引開始の際も原告の行うパソコンによる情報提供サービスを希望し、本件取引開始後も、実際に自己の取引高や売買益を確認していることが認められ、これらの各事実を照らすと、本件取引開始当時、被告は、相応の社会経済上の知識及び理解力・判断力を有していたと認めることができる。また、本件取引開始当時、被告の年収は700万円程度であり、被告は2200万円程度で購入した金の現物を有していた。これらの事情を総合すれば、被告が本件取引に不適格であったということはできず、被告に対して商品先物取引を勧誘したことが、直

ちに不法行為法において違法といえるほどに適合性の原則に著しく反して
いたとはいえないというべきである。

(2) 説明義務違反について

ア 被告は、原告担当者が、被告が投資経験の乏しいことを奇貨として、先物取引の有利な点のみを強調し、先物取引の危険性や詳しい仕組み等について全くといっていいほど説明することなく、先物取引を勧誘したとして、原告の本件取引の勧誘には説明義務違反の違法があると主張する。

イ 確かに、前記認定事実によれば、被告は、4月からペイオフが始まるため預金として資産を保有することが必ずしも安全ではないなどと考えて預金のほぼ全額で金の現物を購入しており、金の現物を保有しておくことが資産保全に資するものと考えていたこと、被告は、吉本らから説明を受けて、金が値上がりするものと考え、損をする可能性があることは認識したものの、いつでも取引を止めることができ、そうすれば大きな損をすることはないと考えて、本件取引を開始することにしたことが認められ、これらの各事実からすれば、吉本らが本件取引の勧誘の際に被告に行った説明内容は、本件取引によって利益を確保することができることを強調したものであったことが窺われる。

しかし、前記認定事実によれば、① 吉本は、2月17日、被告に本件取引を勧誘するに際し、先物取引は証拠金取引であり、一定の証拠金を納めることで当該商品取引を行うものであって、売りに対しては買い、買いに対しては売りという反対売買を行って差損益が発生する取引であること、商品先物取引は、少ない証拠金で利益を取得することができる可能性がある反面、商品価格の変動によっては証拠金以上の損失が発生することもある、ハイリスク・ハイリターン取引であることなどを具体的な事例を交えて説明するとともに、商品先物取引委託のガイド・同別冊を交付して、これを示しながら、商品先物取引の仕組みやリスク等について説明し、その際には、金の取引における証拠金の額や倍率、相場予想が外れた

ときの対処方法等を説明していること、② 原告の審査部課員である川端も、同日、被告宅に架電し、先物取引がハイリスク・ハイリターンの取引であること、プラスの場合には大きな利益になる反面、マイナスの場合には委託証拠金以上の多額の損失となる危険性もあることなどを被告に説明していること、③ 被告は、商品先物取引の危険性を了知した等の記載がある約諾書（甲1）に署名押印し、これを吉本に交付していること、④ 他方、前記認定の被告の年齢、職業等に照らすと、被告は、上記説明を理解しこれに基づく判断を行うために必要な知識及び理解力・判断力を有していたと認められる。以上のような諸点に照らすと、原告に本件取引の勧誘の際に説明義務違反があったということはできないというべきである。

ウ なお、被告は、被告が川端に対し、一度に何千万円も損をする可能性の有無を質問したのに対して、そのようなことはない旨を回答したことを捉えて、前記のような資産保有の意向を有していた被告に対する本件取引のリスク内容の告知が不十分であった旨を主張するようである。しかし、被告は、川端に対し、一度に何千万円も損することはあるかを尋ねたところ、川端から、そのようなことはないなどとして追証拠金の話がされた後、ストップ安となった場合には証拠金以上の損をするかもしれないとの回答がされたが、この点に関する明確な回答を求めたりすることなく、川端の説明内容を了承し、会話の最後には、川端から、追証拠金がかかった場合において、取引を継続し相場が回復しないときには、取引を継続している以上、損が発生する可能性があるため、十分に考えた上で取引を行って頂きたい旨が述べられ、これを了解しているのであって、かかる会話内容を全体としてみれば、被告は、川端の説明によって、少なくとも、本件取引により一度に多額の損失を被る可能性があることを認識したものであるべきである。したがって、被告の上記主張は採用することができない。

(3) 断定的判断の提供について

被告は、吉本らが、被告に本件取引を勧誘するに際し、「金は値下がりす

るはずがない。」などと断定的判断の提供を行ったとして、原告の勧誘に違法がある旨主張する。

確かに、前記認定事実によれば、吉本らは、被告に本件取引を勧誘する際、「金は必ず上がります。」などと言ったことが認められるが、他方、被告は、吉本らから、先物取引の仕組みやリスク等の説明を受け、本件取引において損が生ずる可能性がある旨を認識していたこと、前記認定の被告の年齢や職業等に照らすと、被告が相応の社会経済上の知識や判断力・理解力を有していたと認められることを総合考慮すれば、吉本らの上記のような勧誘文言が、不法行為となるような断定的判断の提供に当たるということはできない。

(4) 執拗勧誘・不当説明勧誘・違法な再勧誘

被告は、吉本らが、被告に本件取引を勧誘するに際し、被告から何度も断られたにもかかわらず、本件取引が確実に儲かるものであって危険性がないものであるなどと述べて長時間にわたり執拗に勧誘したとして、原告の勧誘が違法であると主張する。

しかし、被告が吉本らに対して先物取引を行うことを何度も断ったことを認めるに足りる的確な証拠はない上、被告が吉本らから勧誘された当日に金の先物取引を行うことを決断しており、しかも、購入した金地金14キログラムの半分である7キログラムをその日に委託証拠金として吉本らに交付し、その数量も、吉本らから10キログラムを預託するよう勧誘されたのを断って自ら7キログラムを委託証拠金とすることを決めたことが認められ（前記認定事実、被告本人）、このような取引開始の経過は、被告が先物取引開始を何度も断っていたにもかかわらず吉本らの執拗な勧誘によって取引を開始するに至ったという事実とそぐわないものというべきである。また、吉本らが、被告に本件取引を勧誘する際、先物取引の仕組みやリスク等を説明していることは前記認定のとおりであり、吉本らが、被告に対し、本件取引が危険性のないものであるなどとして本件取引を勧誘したということもで

きない。したがって、被告の上記主張は採用することができない。

(5) 過大取引について

被告は、原告が本件取引によって生じた利益金を証拠金に振り替えて約700枚もの過大な取引を勧誘したとして、原告の勧誘が違法であると主張する。

確かに、前記認定事実によれば、本件取引のほとんどは、吉本らの勧誘・提案によって行われたものであり、それらの委託証拠金は、当初に被告から委託保証金として交付された金地金を除き、すべて取引による利益金が振り替えられたものであることが認められる。しかし、他方、前記認定事実によれば、本件取引は、すべて被告の了解の下に行われたものであり、実際、11月14日には、被告は、吉本から勧められた銀100枚の購入を拒絶していること、被告は、原告の提供するパソコンによる情報提供サービス等によって自らの取引高や売買益等を把握しており、8月9日には、それまでの売買益から10万円を引き出し、それ以外には、利益金を引き出していないのであって、本件取引による売買益が委託保証金に振り替えられていることを了承していたことが認められ、これらの各事実を照らすと、本件取引が過大取引として違法なものということとはできない。

(6) 過当取引について

被告は、本件取引が原告の手数料稼ぎのために相場の動向とは無関係に行われた背任的行為であって、違法な過当取引であると主張する。

確かに、本件取引には、「直し」となる取引（No. 186 ないし 188・227・320・351 ないし 354・369 ないし 371・398）や「手数料不抜け」となる取引（No. 34・41・42・45・46・231・342）が存在することが認められる。しかし、直しは、いったん利益を現実化するために意味がある場合があり、手数料不抜けも相場の状況と相場観によっては直ちに不適切な取引であるとすることはできない上、その件数も、本件取引の売買件数が新規244件・仕切344件であるのに対して上記の限度にとどまるものであって、上記の取引

の存在から、原告が手数料稼ぎを目的として本件取引を勧誘したものと推認することはできない。また、本件取引により、原告は6709万4514円の委託手数料を得ている反面、被告は5379万2828円の差損金債務を負う結果となっているが（前記認定事実）、前記認定の本件取引の経過に照らせば、本件取引は、12月12日までは概ね順調に推移し、同日までの取引においては、原告が5611万3694円の委託手数料を得る反面、被告にも1億1537万1031円の差益金が生じていたところ（別紙建玉分析表）、同月12日に東京工業品取引所が臨時増証拠金徴収を行う旨が発表されて金の価格が下落したことから全ての買玉を売り決済することとなり、同月13日以降の取引において、被告に1億6916万3859円の損失が生じたが、同取引における委託手数料は1098万0820円にすぎないことが認められ、原告が多額の委託手数料を得る反面、被告が多額の差損金債務を負担していることから、原告が手数料稼ぎの目的で本件取引を勧誘したものと推認することもできない。以上の点に照らせば、本件取引が原告の手数料稼ぎのために行われた違法な過当取引であるということとはできない。

(7) 両建について

被告は、本件取引において両建が行われていとして、本件取引が違法なものであると主張し、本件取引には、両建となる取引（No.36がNo.24ないし26及び31と両建となっている。）が存在することが認められる。しかし、両建は、委託者の予測に反して相場が変動した場合に委託者が選択する一つの方策であって、両建そのものが直ちに違法と評価されるべきものであるということとはできない。そして、両建は、値洗損が生じている建玉の仕切りを先送りさせるだけの結果になることもあり、反対建玉のための委託証拠金や委託手数料が必要となることなどから、商品取引員が利益を得て委託者が余分な損失を被るおそれがあるものの、別紙建玉分析表によれば、No.36は、No.24ないし26及び31が損を出している状態で行われたものではない上、上記の各取引は、いずれも仕切りで利益を出していることが認められる。これらの点

に、両建となっているのは、本件取引の新規売買件数244件のうち、上記5件にすぎないこと（別紙建玉分析表）を併せ考慮すれば、本件取引において行われた両建が違法であるということとはできない。

(8) 新規委託者保護義務違反

被告は、本件取引は、被告の先物取引についての理解が極めて乏しい状態で、当初から70枚、取引開始後1か月以内に170枚（建玉残高）という極めて大量の取引をさせられているから、このような原告の勧誘は、新規委託者保護義務に違反して違法であると主張する。

新規委託者保護に関する原告内部の社内規定の内容は明らかでないものの、一般投資家は、商品取引員に委託して商品先物取引をせざるを得ないこと、商品取引員は、商品先物取引の専門家であって、その仕組み及び危険性を熟知している上、一般投資家との受託契約によって利益を得る者であり、委任契約上の善管注意義務を負う者であることを考慮すれば、原告は、商品先物取引を開始して間もない者に対し、過大な数量の取引を勧誘したり、そのような取引を受託しないようにすべき注意義務（新規委託者保護義務）を負っているというべきである。

確かに、被告は、本件取引以前には、先物取引を行った経験はなく、証券取引も、会社の持株会によって株式を保有すること以外には、ほとんど行ったことはなかったところ（前記認定事実）、建玉分析表のとおり、本件取引の初日である2月17日に金70枚の買玉が、その翌日に金40枚の買玉が建てられ、同月24日には金50枚の買玉が建てられており（No.1ないし4）、同月中の買玉が160枚に達していることが認められる。しかし、別紙建玉分析表のとおり、これらの取引は、いずれも利益を出して仕切られている上、本件取引を開始した2月には上記のような取引状況ではあったが、翌3月には金30枚の売り決済と金40枚の新規買建てがされ、4月には金130枚の売り決済がされたのみで新規買建てがされず、取引開始から3か月経過後の4月27日の買建残玉は40枚にすぎないのであって、これらの

点に照らすと、原告の勧誘に新規委託者保護義務違反の違法があるということとはできないというべきである。

(9) 仕切回避・拒否

被告は、吉本らが、11月18日、被告から、本件取引の中止を求められたにもかかわらず、被告を説得して取引を継続させたとして、違法な仕切回避ないし拒否であると主張する。

しかし、前記認定事実によれば、被告は、11月18日、滝谷に対して、本件取引の中止を申し出たものの、吉本の来訪を受けて、自らの意思で本件取引を継続していることが認められるのであり、吉本らが本件取引の中止の申し出を違法に撤回させたことを認めるに足りる証拠はないから、被告の上記主張は採用することができない。

(10) 12月における説明義務違反

ア 被告は、12月ころの金の先物取引市場は、ロコ・ロンドンの金の現物市場と東京工業品取引所の先物市場との価格乖離が著しかった上、総取引高が異常に多く、その内容も、大手商社が売玉を建て、一般委託者が買玉を建てているという状況であって、金の先物取引価格が暴落する危険性のある状態であったこと、同月9日には東京工業品取引所が臨時記者会見を開き、臨時増証拠金をかけることは行わない旨を発表しており、当時、同取引所において臨時増証拠金をかけることを検討するほどの状況であったこと、原告は、被告の買玉とは、反対売買である売玉を建てていたことを指摘し、原告は、これらの点を被告に説明すべきであったと主張する。

確かに、前記認定事実及び証拠(甲8)並びに弁論の全趣旨によれば、① 12月当時、ロコ・ロンドンの現物市場と東京工業品取引所の先物市場との間の金価格に乖離が生じていたこと、② 12月当時の東京工業品取引所の貴金属市場は、取組高が増大しており、しかも、その取引状況は、大手商社ないし商品取引員が金の売玉を建て、一般投資家が金の買玉を建てるというものであったこと、③ 12月9日、東京工業品取引所で

は、臨時の貴金属市場管理委員会の会合が開かれ、東京工業品取引所の金市場の価格とニューヨークやロコ・ロンドン市場の価格との乖離が指摘され、臨時増証拠金徴収措置が検討されたことが認められ、これらの各事情が東京工業品取引所における金の先物価格の下落を引き起こす原因となりうるものであることは否定することができない。しかしながら、12月当時の先物商品価格の情報誌には、金の価格が上昇傾向にあり、高値を付けていることが指摘され、今後、金の価格がある程度は下落することが予測されるものの、長期的な予測としては価格上昇の傾向が継続すると考えられるため、買い方針を転換する必要はないとの見方が述べられており（甲8の6・7・8）、かかる見方が当時の一般的なものであることが窺われること、東京工業品取引所の専務理事も、12月9日に開かれた臨時の貴金属市場管理委員会の会合後の記者会見において、現在の東京工業品取引所における金市場の価格が、ニューヨーク、ロコ・ロンドン市場の価格と乖離する傾向にあることを指摘しつつ、2000年のパラジウムのときのような異常な乖離ではなく、為替や経済情勢を反映したものと認識しており、それ故、当面は臨時増証拠金徴収措置を行わない旨を述べていること（前記認定事実）、先物市場における商品価格は、複雑かつ多様な社会経済上の諸要因によって変動する可能性があるものであって、その予測は容易でないと考えられることなどを総合すると、12月当時において金の先物価格が上昇し続けるとの予測を行うことも一定の合理性を有するものというべきであり、原告が、当時買玉のみを保有していた被告に対し、金の先物価格の下落を引き起こす原因となりうる事情として上記①ないし③の各事実が存在することを知らせなかったことが直ちに違法となるということとはできない。

イ また、被告は、12月当時、原告が、被告の買玉とは、反対売買である売玉を建てており、金価格の暴落によって被告が大きな損失を被った場合には、原告が大きな利益を得るという取引状況にあったにもかかわらず、

これを被告に説明しなかったことが違法であると主張する。

しかし、弁論の全趣旨によれば、原告が被告の買玉とは反対売買の売玉を建てていたのは、委託玉の市場における場勘定の支払をヘッジする、委託玉について取引数量や売・買の別を間違えた場合に対応するなどのために行われているものであって、原告は、自ら建てた売玉によって利益を得ておらず、むしろ、多額の損失を被っていることが認められる。これらの諸点に鑑みれば、原告が、被告の買玉とは反対売買である売玉を建てていることを被告に説明しなかったことが違法であるということはできない。

3 本件取引契約の消費者契約法4条に基づく解除の可否（争点1）

(1) 取消事由1（消費者契約法4条1項1号）について

被告は、吉本らが、被告に本件取引を勧誘する際、断定的判断の提供を行ったとして、消費者契約法4条1項1号の取消事由に当たる旨主張するが、前に説示したところによれば、吉本らにおいて本件取引によりより大きな利益が得られることが確実である旨の断定的判断の提供を行って被告においてその判断内容が確実なものであると誤信したということとはできないから、被告の上記主張は採用することができない。

(2) 取消事由2（消費者契約法4条2項）について

被告は、12月ころの東京工業品取引所の金の先物取引価格が国際価格と乖離し、異様な高値を付けており、東京工業品取引所においても臨時増証拠金徴収が検討されていたこと、12月ころの東京工業品取引所の金の取引においては、原告は自己玉として売玉のみを建てている状況であり、原告以外の商品取引員も同様の状況であったこと、12月当時の東京工業品取引所の金の取引量は30万枚以上という異常なものであり、その買玉の99パーセントを一般委託者が占め、他方、売玉を持っているのは、商社や先物取引業者等の先物取引のプロであったことが消費者契約法4条2項の不利益事実の不告知に該当し、吉本らがこれらを故意に被告に告知しなかったと主張する。しかし、前に説示したところによれば、当時、上記のような状況の存在

にもかかわらず、金の価格は上昇傾向にあるとの見方が示されており、そのような予測も一定の合理性を有するといえるから、被告の指摘する上記各事実が直ちに同項所定の「重要事項についての当該消費者の不利益となる事実」とまでいうことはできないし、吉本らにおいて故意にこれらを被告に告げなかったということもできない。よって、被告の上記主張は採用することができない。

4 本件取引が錯誤により無効か。（争点2）

被告は、上記3(2)に指摘した各事実を知っていれば本件取引を行わなかったとして本件取引が錯誤により無効であると主張する。しかし、被告の主張するところは、本件取引の動機となるものにすぎず、そのような動機が黙示的にも原告に表示されたことを認めるに足りる証拠はないから、被告の上記主張は採用することができない。

5 本件取引が原告担当者の詐欺によるものか。（争点3）

被告は、原告担当者が、被告に対し、一度に何千万円も損することはないと虚偽の説明を行ったとして、本件取引が原告担当者の詐欺により行われたものであると主張する。しかし、前に説示したとおり、川端と被告との会話内容を全体として見れば、川端は、被告に対して、本件取引によって多額の損害を被る可能性があることを説明しているというべきであるから、原告担当者が被告を欺いて本件取引をさせたということとはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。よって、被告の上記主張は採用することができない。

6 遅延損害金の始期について

以上述べたところによれば、被告は、原告に対し、平成18年1月12日時点において3328万9404円の差損金支払義務を負うところ、この債務は、期限の定めのない債務であるから、原告の申立てによる支払督促正本が被告に送達された平成18年3月7日に遅滞に陥ったというべきであり、被告は、原告に対し、その翌日である同月8日から民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

7 結論

以上の次第で、原告の本訴請求は、差損金残金3328万9404円及びこれに対する平成18年3月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、被告の反訴請求は、その余の点につき判断するまでもなく、理由がない。よって、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法64条ただし書、61条を、仮執行宣言につき、同法259条1項をそれぞれ適用して主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所堺支部第2民事部

裁 判 官 角 谷 昌 毅